

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令案」に対する意見募集の結果について

令和 8 年 3 月 31 日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
総務省自治行政局

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令案」について、令和 8 年 3 月 3 日から令和 8 年 3 月 22 日まで御意見の募集を行ったところ、2 件の御意見をいただきました。

命令案に関するいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方について、以下のとおりまとめました。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜整理させていただいております。また、本改正と直接の関係がないため掲載しなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

貴重な御意見をいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>本改正案は税務分野におけるマイナンバーの利用の拡大という形式をとっているが、その制度的影響は、近年拡大してきた外国人受入れ政策と密接に関連するものである。しかしながら、本改正案の説明資料には、その前提となる外国人受入れ政策との関係性や、中長期的な社会的影響に関する検討結果が一切示されていない。</p> <p>これまでの政権運営において、外国人労働者の受入れ拡大や在留資格の緩和は段階的に進められてきた。一方で、それに伴う地域社会への影響、社会保障制度との整合性、教育・医療・治安・行政コストの問題、長期定住化への対応について、包括的かつ体系的な議論が十分に尽くされてきたとは到底言えない。</p> <p>直近の国会審議においても、移民政策の全体像や将来的な社会設計についての明確なビジョンが示されず、結果として国民の間に不安と不信を生じさせている。</p> <p>受入れの「間口」を広げる議論が先行する一方で、その帰結に対する予防的措置や制度的裏付けが深く検討されてきた形跡は</p>	<p>御意見については今後のデジタル政策の検討にあたり参考とさせていただきます。</p> <p>本改正案は、国民の利便性の向上、行政運営の効率化及び公正な給付と負担の確保を目的として、第 217 回国会における「所得税法等の一部を改正する法律案」の審議を経て創設された税目等について、従前よりマイナンバーの利用が可能な他の税目等と同様に、マイナンバーを利用できるよう所要の整備を行うものです。外国人の受入れ政策については、本改正案とは別途、関係省庁において検討がなされております。</p> <p>なお、意見公募手続の趣旨は、法令の改正内容について事前に、広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てることにあります。</p> <p>この点、今般の改正における具体的内容を可能な限り具体的かつ明確に改正概要に記載した上で意見公募手続を行っているところですので、改めての意見募集は予定しておりません。</p>

乏しい。この政策形成過程の歪みが、現在さまざまな形で顕在化しつつあることは否定できない。

本改正案によるマイナンバー制度の拡張は、外国人の所得把握や社会保険適用の実効性を高めるものであり、実質的には外国人受入れ政策の制度基盤の強化につながる側面を有する。にもかかわらず、移民政策全体との整合性や、想定される中長期的影響、講ずるべき予防的措置についての整理が示されていないまま改正を進めることは、再び行政が後追い対応に陥る危険性をはらんでいる。

国の社会構造に関わる可能性を持つ制度改正を、個別の技術的修正として処理することは適切ではない。少なくとも、外国人受入れ政策・在留資格制度・社会保障制度との関係を包括的に整理し、その検討結果を国民に明示したうえで議論を尽くすべきである。

よって、本改正案については拙速に進めることなく、一旦差し戻しのうえ、外国人受入れ政策との関係を含めた総合的検討を行い、その結果を踏まえて再提出するよう強く要請する。

マイナンバーカードにあらゆる個人情報を集約し、さらにその利用範囲を拡大していくことは、万が一情報が漏洩した際の被害を甚大にし、取り返しのつかない事態を招く恐れがあります。国民のプライバシー保護の観点から、安易な利用範囲の拡大には断固反対します。

御意見については今後のデジタル施策の検討にあたり参考とさせていただきます。

なお、マイナンバー制度では、

- ①行政機関等の保有する個人情報は、一元管理をせず、各行政機関等で分散管理し、情報連携の際にも機関ごとに異なる符号を利用するなど、個人情報が連鎖的に抜き出せない仕組みとする
 - ②マイナンバーの利用や特定個人情報の収集・保管・提供等は、法律の規定によるものに限定する
 - ③不適切な取扱いについては、独立した第三者機関である個人情報保護委員会が監視・監督を行う
- 等、制度・システムの両面において、一般

の個人情報よりも厳格な保護措置が講じられております。

本改正案においても、個人情報保護に十分配慮した仕組みに変更はございません。